

令和 3 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託仕様書

履行期限：着手の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

- 第 1 条** 本書仕様書は、都市みらい部公園管理課が発注する「令和 3 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託」に適用する。
- 第 2 条** 本業務は市内都市公園等 90 箇所の産業廃棄物(当該公園等で公園愛護会、企業ボランティア(公園)等の活動などで集積・分別された産業廃棄物も含む)を週 2 回収し処分場へ運ぶものである。
産業廃棄物は、主に缶、ビン、ペットボトルとする。
缶、ビン、ペットボトルは別業務の維持管理業者にて分別された状態となっている。ただし、ペットボトルのキャップとラベルは付いたままとする。
- 第 3 条** 本業務は産業廃棄物回収・運搬・処分費、マニフェスト手数料、その他諸経費を含むものとする。
- 第 4 条** 那覇市環境方針に基づく環境配慮協力確認書、産業廃棄物収集運搬業許可書(写し)を提出すること。
- 第 5 条** 受託者は毎月の業務報告書及びマニフェスト(産業廃棄物管理票)を作成し、実施した月の報告をその翌月の 7 日以内に監督員に提出し、作業状態の検査を受けなければならない。また、業務報告書の電子データを作成して提出すること。
- 第 6 条** 受託者は緊急時連絡体制表を作成し、契約した日から 7 日以内に発注者へ提出すること。
- 第 7 条** 都市みらい部公園管理課が発注する「令和 3 年度都市公園維持管理業務委託」の受託業者と連絡・連携を十分にはかり、本業務を滞りなく遂行すること。
- 第 8 条** 当該都市公園等に不法投棄があった場合は、監督員に速やかに報告すること。
- 第 9 条** 当該都市公園等以外で、市職員から早急に回収しなければならない産業廃棄物(金属くず、ガラスくず、廃プラスチック)の要望があった場合は速やかに応じること。

- 第10条** 受託者は本業務の安全管理に留意し、事故等が発生した時は速やかに監督員に報告すること。
- 第11条** 台風等の自然災害、事件・事故等が発生した場合、業務の履行については都市みらい部公園管理課、受託者協議の上決定することとする。
- 第12条** 暴力団員等の排除
- (1) この業務に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者に該当すると判明したときに那覇市は、この契約を解除することができる。
 - (2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 第13条** この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じた時、又は、この仕様書について疑義が生じた時は、発注者、受託者協議の上で定めるものとする。